

議第66号

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の3まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日(次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の3まで及び附則第26項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日(次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第26項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ</p>	<p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ</p>

る者にあつては、その支給を一時差し止めた
期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日
の前日までの間に法第28条第4項の規定
により失職した職員(法第16条第1号に
該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該
基準日に対応する支給日の前日までの間に
離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)
で、その離職した日から当該支給日の前日
までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給
を一時差し止める処分を受けた者(当該処
分を取り消された者を除く。)で、その者の
在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁
錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1
日(以下この条及び附則第26項第4号にお
いてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以
前における直近の人事評価の結果及び基準日
以前6か月以内の期間における勤務の状況に
応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規
則で定める日に支給する。これらの基準日前
1か月以内に退職し、若しくは法第16条第
1号に該当して法第28条第4項の規定によ
り失職し、又は死亡した職員(市の規則で定め
る職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権
者が市の規則で定める基準に従つて定める割
合を乗じて得た額とする。この場合において、

る者にあつては、その支給を一時差し止めた
期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日
の前日までの間に法第28条第4項の規定
により失職した職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該
基準日に対応する支給日の前日までの間に
離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)
で、その離職した日から当該支給日の前日
までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給
を一時差し止める処分を受けた者(当該処
分を取り消された者を除く。)で、その者の
在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁
錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1
日(以下この条及び附則第26項第4号にお
いてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以
前における直近の人事評価の結果及び基準日
以前6か月以内の期間における勤務の状況に
応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規
則で定める日に支給する。これらの基準日前
1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市の
規則で定める職員を除く。)についても、同様
とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権
者が市の規則で定める基準に従つて定める割
合を乗じて得た額とする。この場合において、

任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（管理職職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、法律又は条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市の規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第26項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（管理職職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、法律又は条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市の規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

(高山市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が<u>次の各号の一</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となつた場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下本条において同じ。</u>)が、その出発前に<u>第4条第3項の規定により出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となつたときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に<u>次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を</u></p>

<p>定める実情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失つた場合には、その失つた旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p><u>受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）</u>が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める実情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失つた場合には、その失つた旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>
--	--

（高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 3 条 高山市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 6 年高山市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 2 8 条第 4 項の規定による失職（<u>法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。</u>）又</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 2 8 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>

はこれに準ずる退職をした者 2・3 (略)	2・3 (略)
--------------------------	---------

(高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年高山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

(高山市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 高山市公営企業職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) (略)</p>

3～7 (略)	3～7 (略)
---------	---------

(高山市消防団条例の一部改正)

第6条 高山市消防団条例(昭和39年高山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。